

令和 8 年 6 月 1 7 日

障害福祉部障害者施策課

江東区障害福祉計画・障害児福祉計画の策定について**1 概 要**

「第 7 期江東区障害福祉計画」（令和 6 ～ 8 年度）、「第 3 期江東区障害児福祉計画」（令和 6 ～ 8 年度）が本年度をもって最終年次であるため、計画の策定を行う。なお、計画の策定については、令和 7 年度に実施した「江東区地域生活に関する調査（令和 7 年度江東区障害者実態調査）」等を踏まえ行う。

2 計画の趣旨及び位置づけ

障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画で、3 年を 1 期として、サービス量の数値目標などを設定（根拠法：障害者総合支援法・児童福祉法）。

3 計画期間 令和 9 年度～令和 1 1 年度（3 か年）

4 策定期期 令和 9 年 3 月

5 策定スケジュール 資料 3 - 2 のとおり

6 計画策定体制

（1）障害者計画等推進協議会（年 4 回）

計画の総合的な検討を行う。学識経験者、医師、障害者団体代表、施設事業者、公募区民等 2 4 名以内の委員で構成。

（2）庁内計画推進委員会・幹事会（年 5 回）

庁内での事前検討を行う。庁内計画推進委員会：関係部長 9 名、幹事会：関係課長 1 9 名で構成。

《 参 考 》

〔 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法） 〕 第 8 8 条

第 1 項 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

第 7 項 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第 1 1 条第 3 項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第 1 0 7 条第 1 項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等に福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

〔 児童福祉法 〕 第 3 3 条の 2 0

第 1 項 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

第 6 項 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 8 8 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。